

## 別 記

### 1. 定 義

この別記において、「判断の基準」「基準値1」「基準値2」「配慮事項」は下記のとおりとする。

「判断の基準」： 法第6条第2項第2号に規定する特定調達物品等であるための基準

「基準値1」： 判断の基準において同一事項に複数の基準値を設定している場合に、当該事項におけるより高い環境性能の基準値であり、可能な限り調達を推進していく基準として示すもの

「基準値2」： 判断の基準において同一事項に複数の基準値を設定している場合に、各機関において調達を行う最低限の基準として示すもの

「配慮事項」： 特定調達物品等であるための要件ではないが、特定調達物品等を調達するに当たって、更に配慮することが望ましい事項